

Title	アダム・ スミスとエドマンド・ バーク ( 三 ) : その社会観と経済思想をめぐって
Sub Title	Adam Smith and Edmund Burke (3) : on their views on society and economic thoughts
Author	白井, 厚
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1965
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.58, No.9 (1965. 9) ,p.897(105)- 920(128)
JaLC DOI	10.14991/001.19650901-0105
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650901-0105">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650901-0105</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

脱脂綿・細帯等からなる『衛生材料』は『医療機械』と関連して、この『精密機械』に分類されたものと思われるが、再生産構造における位置も機能も、全く『精密機械』と異なるのであるから、『衛生材料』を『精密機械』(基)へ入れること自体誤りであろう。

最後に「光学器具」(基)は、前稿の消費手段生産部門の検出において一応とりあげた(前稿五九頁参照)が、「固定資本形成」となる部分も若干あるので、再びふれておく。『カメラ』は「A額—自部門内販売」の三三・六%が、『その他の光学機械』は一四・二%が固定資本形成に入っていく。これらのうち若干の部分は、印刷業等の労働手段として機能するはずであるが、大部分は、映画や、医療などのサービスの耐久的設備として機能するものと思われる。なお、「光学器具」(基)に、『写真感光材料』が入っているが、これも、関連あるものとはいえず、機械・器具とは厳に区別すべきものであり、「精密機械」のなかの『衛生材料』と同様、部門分類上、きわめて不合理なものといわねばならない。(『写真感光材料』は、「光学器具」のうち、かなりの比重をしめるが、この三五・一%は『映画』へ、一六・六%は『その他の対個人サービス』へ販売され、二五・二%が直接消費される。『光学器具』(基)全体としてみると、直接消費されるものの比率も、「固定資本形成」となるものの比率も、低率であるが、その一因はこうしたところにある。)

なお、第<sup>25</sup>II表以外では、『特殊産業機械』の七、一七一(百万円)(国内生産額のみ)が、娯楽器、販売機等の商業・サービス用機械である。(本文七三頁参照)

付記 本稿は、昭和四〇年度、慶応義塾学事振興助成金による研究の一部である。

## アダム・スミスとエドモンド・バーク (三)

—その社会観と経済思想をめぐって—

白井厚

- 一、二人の交友
- 二、D・ヒュームの二つの道
- 補論I W・ゴドウィンのバーク観(以上五五卷三号)
- 三、J・ロックにおける国家論の原型
- 四、D・ヒュームにおける保守主義と近代性
- 五、A・スミスにおける歴史と国家(以上五五卷一、二号)
- 六、A・スミスの国家観(以上本号)
- 六 A・スミスの国家観

前二回において、ヒュームには、スミスにつながる重商主義批判、新しい社会体制の認識という面と、バークにつながる便宜主義、既成秩序の尊重という二面があること、ロックの国家論は、国家の成立について内因説と外因説があり、また国家の目的は私有財産の保持と公共の利益の二つがあること、ヒュームの国家論は、ロックと同じように内因説と外因説があるが、全体主義的な性格が強く、統治者の優位を認めていること、反抗権などを否定して保守的な弁護論となっていること

アダム・スミスとエドモンド・バーク (三)

を述べた。そしてスミスについては、その時代がウィルクス事件や急進主義思想の盛んな時であるにもかかわらず、共和主義への共感と根強い保守性の二つをもっていることに触れた。今回はスミスについてさらにくわしく見よう。

〔エディンバラ講義〕(一七四八—一七五一年)

この内容については、ふつう文学、文芸批評、法学といわれ、その内容は、言語論、芸術論、哲学史、および経済学を含めた法学であったと考えられている。そしてその内容が、スチュアートの伝えるようであるとすれば、自然法思想の影響が強く現われていること、国家権力の縮小という考えが端的に現われていることが指摘される。

〔エディンバラ評論への手紙〕(一七五六年)

*Edinburgh Review* 及び *A Dictionary of the English Language*, by Samuel Johnson, A. M. Knapton, 2 vols. Folio, 41. 15s. を一七五五年七月号(創刊号)に書いているが、これはジョンソンの辞典の書評であって、彼の功績を認めながらも外見上は同意義に見える言葉を区別するために十分な注意が払われていないとして、自ら *But* と *Humour* についての手本を示したものである。従って当時の彼の修辞学や文学についての関心の深さを示す程度の意味しかない。

それに対して、*A Letter to the Authors of the Edinburgh Review* においては、スミスは評論の範囲をスコットランドにとどめずヨーロッパ一般特にフランスにまで拡げることが提唱し、百科全書派に対する理解、ルソーの共和主義に対する共感を示している。すなわち、

「放蕩なマンデヴィル氏の原理や観念が、プラトリーの道徳の持つすべての純粹性と崇高性を帯びてルソー氏のうちに見出される。さらにまた、プラトリーよりもやや押し進めた共和主義者の真の精神が氏のうちに見出される。」<sup>(1)</sup>

そして「人間不平等起源論」から、自由、健康、幸福な原始時代、平等が失われ私有財産が導入され、すべての罪悪がそれから生ずる文明の状態、文明人の労苦、「権力と世評」の意味、虚栄についての章句を「美文の見本」として長く引用し、「さて私はここで次ぎのことだけを附加しておきましょう。ルソー氏がその市民たる光栄を担っているゼネヴァ共和国に献辞するということは、好ましい、生氣ある、また正当な讃辞、私はそう信ずるのでありますが、であるということ、そしてこの献辞は、ゼネヴァ国の政府、その国民の性格を受け入れることは、立派な市民になるという、熱烈な尊敬を表明していること<sup>(2)</sup>。」と附言している。

このように、「エディンバラ評論への手紙」においては、フランスの百科全書派に対する強い関心と、特にルソー<sup>(3)</sup>の共和精神に対する共鳴、そして彼の国家の成立や文明批判についての好意的紹介を見ることができるといえる。

(1) *The Works of Adam Smith, LL.D., with an account of his life and writings by Dugald Stewart*, 1811, reprinted in 1963, vol. V, p. 579. 大道安治郎「国富論の草稿その他」昭三三年、三〇八ページ。

(2) *Ibid.*, p. 583. 訳三一四—一五ページ。

(3) 「ルソーとヴォルテールは、スミスがもっとも尊敬する思想家であった。」水田洋「アダム・スミス研究入門」一九五四年、八一ページ。これは単に共和精神に対する共感というだけではなく、ルソーの提出した文明社会の批判を、重商主義国家体制の危機におけるスミスがどのように受けとったかという問題になる。内田義彦「経済学の生誕」(一九五三年)前編参照。

〔道徳情操論〕(一七五九年)

「道徳情操論」は、その第三版に附せられた副題「人々がまず彼らの隣人の行為と性格に関して、ついで自分自身の行為と性格に関して、自然に判断を下す場合における諸原理の分析を目的とする一試論」が示すように、道徳的世界を扱ったものであって、国家論や経済思想は直接には展開されていない。だがこの道徳哲学こそ市民社会を構成する人間の基本原理、

一つの社会哲学であつて、スミスの最初の著者というばかりでなく、その体系における出発点であり、そこには随所にスミスの社会観がうかがわれる。

スミスは、道徳的適正感 (propriety) (第一部第一篇) から論じる。そしてその基準として impartial, indifferent, attentive and well-informed spectator の sympathy を強調した。それは、それまでの道徳哲学をさらに洗練し、「この問題にきわめて含蓄の深い、繊細かつ見事な解明の光を投げている」<sup>(1)</sup> ものではあるが、社会における階級対立、階級意識などに注意を払わず、fellow feeling を強調して社会をほぼ等質な個人に還元するブルジョア的な考え方であり、市民社会に対する調和感に裏付けられているということが先ず指摘されよう。

ついでスミスは、同感を呼び起こす感情の種類について考察し(第二篇)、肉体に起源をもつ感情(飢え、性慾、肉体的苦痛など)、想像力に起源をもつ感情(恋愛など)、非社会的感情(憎悪、報復感など)、社会的感情(寛大、人間愛、親切、同愛、相互友情、尊敬など)、利己的感情、を区別する。ここでは特に憎悪と報復感について、これは「正義の擁護者として、また正義を行なう場合の公正の擁護者として、公衆にとつての効用は少なくないけれども、なおこの情熱自体の中には何かしら不愉快なものが含まれている」<sup>(2)</sup> といつてこれを非社会的と名付け、一方宮殿は奢侈を増し風俗を乱すかもしれないが、「その直接の効果、すなわちその中に住む人々の便利、快樂、榮華はすべて気持のよいものである」<sup>(3)</sup> と述べる。宮殿などは愉快なものであるが、報復感是不愉快なものであるから、常にそれを引き下げ、「もしもわれわれが復讐の命令に従うとしても、それは非常に激しい挑撥を、しかも何度も繰り返した結果、いやいやながら、必要止むをえなかつたからだということが表に現われていなければならない。このように報復感が警戒され、手加減される時のみ、それは寛大であり、かつ高貴であるとすら認められるであらう」<sup>(4)</sup>。

そこで寛大や尊敬などが、社会的な、仁愛に満ちた行動として称賛される。「このような愛すべき情熱は、たとえそれが過度であると認められるような場合ですらも、決して嫌悪の情をもつて、見られない。……憎悪ならびに報復感に関しては、事情は全く別である。かような忌むべき情熱に対するあまりに激しい性向は、人をして一般的な恐怖と嫌悪の対象たらしめる。そしてこのような人は、野獸と同様に、あらゆる市民社会から放逐されねばならぬと考えられている」<sup>(5)</sup>。

このようにして、スミスは憎悪や復讐に正当性がある場合を知らながらこれを非社会的として退け、親切や寛大を喜んだ。このことは是認される場合もあるが、やはり階級闘争などを嫌い上流社会にあこがれた彼の立場を示すといえよう。

そしてさらに、道徳的適正についての判断に及ぼす繁榮と逆境の影響について考察し(第三篇)、人々は悲しみに對してよりも喜びに對して一層完全に同情しやすい傾向があると断じて、ここから富貴を誇示する傾向、地位の向上をめざす競争心を説明する。その結果「身分の高い高貴な人は世間の全ての人々から注目される」<sup>(6)</sup>。そして高貴な人の満足に對しては特別の同情を感じ、「われわれはそうした人たちのすべての性行に好意を示し、かれらのすべての希望を達成させようとする。……われわれはかような高貴の人々の不老不死を願う事さえも出来る。……皇帝万才! という賛辞は、もし経験がその矛盾を教えてくれなければ、われわれが東洋風な追従にならつてかれらのために容易に発するであろう言葉である。……自分の君主の生命をとろうと陰謀を企てる反逆者は、他のいかなる殺人者にも増して極悪非道な人物と考えられている」<sup>(6)</sup>。

スミスによれば、「富者や権力者の抱くあらゆる情熱と同じ情熱にひたりたい」というこの人類の性情を基礎として、身分の差別や社会の秩序が確立されるのである。<sup>(7)</sup>「そこで前回に示したように、ミルトン、ロック、シドニーらの「反抗権」を含む「理性と哲学の教義」を排して、君主のために服従し、その崇高な地位の前におののきひれ伏すという「人間自然の本性にもとづく教義」を強調する。「最も強い動機、最も激しい情熱、恐怖、憎悪、怨恨といえども、この高貴な人を尊敬しようとする自然の性向と、均衡がとれる程充分に強力なものは滅多にない。したがって貴人の行為は、それが正しいにせよ正しくないにせよ、人々の情熱を最高度にかき立てるがために、大勢の人々が暴力をもって彼らに反抗したい気持に陥るとか、



あるいは彼らが罰せられたり、その地位を退けられたりするのを見たい気分に限る余裕を与えない。かりに民衆がかような状態に陥った場合ですらも、かれらはあらゆる瞬間において温和になり、かれらが自分たちの自然の支配者として遇することに慣れてしまったそれらの高貴な人々を尊敬しようとする平常の心理状態に、容易に立ち戻ろうとする傾向がある。かれらは自分たちの君主が苦しむのを見て平気ではない。同情の念がたちまち怨恨の情にとってかわり、かれらは、あらゆる過去の立腹を忘れ、古い忠誠の原理が蘇り、かれらがかつてその旧主の権威に反対したのと同じ強さの力をもって、荒廃に帰した旧主の権威の再建に奔走する。<sup>(8)</sup>

スミスはこういう感情を全く是認したのではなからう。彼は高貴の人が称讃を得るのは気高さを示す技巧であるといい、ルイ十四世の名声も才能や徳性のためではなく、その容姿、みだしなみのためであるといい、高貴の人は、継続的な忍耐、勤勉、勇気などを、社会の中流、下層の中から、その勤勉と能力によってのし上った人のようにもっていないことを認めている。

「富者や権力者を讃え、そしてほとんどこれを崇拜し、貧者や下賤の者をさげすみあるいは、少なくともこれを無視するこの傾向は、たとえ身分の差異と社会の秩序とを設定し、かつそれを維持する上に必要欠くべからざる要素であるとはいえ、それはまた同時にわれわれの道徳的情操を頹廃せしめる大きな、そして最も普遍的な原因である。富と偉大さとは、しばしばい智と美徳だけが正当にそれに価するはずの尊敬と讃美との眼をもつて眺められる。一方において、悪徳と愚昧だけがその正当なる対象であるはずの軽蔑の眼が、しばしばはなだ不正当にも貧者や弱者の上にも投せられるという事実、あらゆる時代を通じて道徳学者のこぼす愚痴の種となっている。<sup>(9)</sup>」スミスにとって、「中位の、あるいは下層の生活状態にあつては、美徳への道と財産への道、少なくともかような生活環境にある人達が当然到達できると期待していいような財産への道とは、幸いにも大概の場合にほとんど一致している。<sup>(10)</sup>」このようにしてスミスは、中流下流の美徳、すなわち職業的才

能、正直などを認めながらも、それと対立するはずの特権者讃美の性向と対決することを避け、後者を社会秩序維持のための必要不可欠な要素とし、現実の非合理性を是認するのである。

スミスはさらに「正義」について考察し(第二部第二篇)、正義の法とは、(1) 隣人の生命と肉体を守る法、(2) 隣人の所有権と財産を守る法、(3) 隣人の私的権利、すなわち他人との契約から得た権利を保護する法、<sup>(11)</sup>であり、これは「大建築物を支える大黒柱である。もし正義がなくなつたならば、人間社会という巨大な構造物は……一瞬にして微塵に崩れ落ちねばならない」という。こうして不正に対する処罰の必要を説明するのだが、これが権力機構としての政府の基礎であり、私有財産を守るための法律というブルジョア的な法思想が強調されている。

また彼は、個人が社会(国家)に対して抱く愛情について考察し、愛国心をとり上げる。彼によれば、「われわれがその中で生まれかつ教育され、しかもその保護の下に現に生活をつづけている国家もしくは独立主権国 (sovereignity) は、ふつうの場合、われわれの善行または悪行がその幸福または不幸に甚しい作用を及ぼすことのできる最大の社会である。……われわれ自身ばかりでなく、われわれの最もやさしい愛情のそそがれるすべての対象、すなわち、われわれの子供、両親、近親、友人、恩人等、すべてわれわれが自然に最も愛し、最も尊敬する人々は、普通その中に含まれている。それらの人々の繁栄と安全とはある程度までこのような最大社会の繁栄と安全とに依存している。それゆえに、そのような社会は、われわれのあらゆる利己的な性向によるばかりでなく、われわれ個人のあらゆる博愛的な性向によつても、自然に愛されている。われわれ自身そのような社会に結びつけられているので、その繁栄と光栄とはある種の名誉をわれわれの上に反映させるように思われる。<sup>(13)</sup>」

ここからして、愛国者の献身的な行いが讃えられ、反逆者が嫌悪され、隣国の繁栄をねたみ国際法を空文化する事実が説かれる。そしてこの愛国心は、人類愛から発するものではないが、愛国心の結果が国民を人類として高めるとみる。これは

彼が、後に利己心を称揚しそれが社会全体の利益を高めると考えたことと対応し、また愛国心の成立を個人の感情に還元した考え方といえよう。

一一二(九〇四)

スミスは、国家がその内部で「多くの異なる身分階級 (Orders) や社会 (Societies) に分割され、そのおのおのが独自の権力、特権ならびに免税権を有し、<sup>(14)</sup>個人は自分の所属する社会に強く結びつけられ、その特権を擁護、また守ることに非常に熱心だと考えている。そして国家がそれを構成する身分階級や社会に分割され分布されるしかたが、その国家の憲法の基礎であり、それらの力関係の変化によって憲法は変ると考える。そこで、

「それらの異なる階級ならびに社会は、全てその安全と保護とを保証している国家に依存している。そしてそれらは、すべて国家に従属しているということ、また国家の繁栄と保持に貢献するというだけの意味で設定せられたものであるという事実は、それらのあらゆる階級や社会に属する最も片よった考えをもつ成員といえども、これを承認している真理である。しかしながら、国家の繁栄と保持のためには、それらの成員自身の属する特定の階級や社会の権力・特権ならびに免税権をある程度まで縮小する必要があるということを、彼らにわからせるのはしばしば非常に困難であるかもしれぬ。このような不公平は時によると不正であるかもしれないが、しかし、だからといって無用だとはいえないであろう。それは革新の精神を阻止する。それは国家が分割されてきている種々の異なる階級ならびに社会の間に存する、いかなる既成の均衡をも持続させようとする傾向がある。そしてそれは時によると、その当時にあって流行になっており、人気があるかもしれないある種の政治的変革を妨げるように思えるが、しかしそれは実際において全体の体制を安定させ、永続させる上に貢献する。<sup>(15)</sup>」

- もちろんスミスはこうした保守的な精神のみによっておおわれているのではない。彼は愛国心の原理を、
- (1) 現実に制定されている政府や法律に対する尊敬
  - (2) 同胞市民の福祉をできるだけ安全に立派に幸福にしようとする熱望

の二つとし、混乱の時代にはこの二つは合致せず、古い統治形態に変革を加えることが必要な場合があることを認めている。<sup>(16)</sup>だがここでも、彼は改革を指導する精神として、公共の精神と体系の精神 (spirit of system) を教え、

「全く人間愛と仁愛とにもとづいて公共心を發揮させる人間は、既存の個人的権力ならびに個人的特権をさえも尊重する位であるから、国家が分割されてきている大階級ならびに大社会の権力や特権ならば、なお一層これを尊重するであろう。かれはそれらのうちのあるものが、ある程度まで濫用されていると考えても、非常に大きな暴力をもちいることなしにかれとしてはしばしば根絶することができないようなことからは、これを抑制すること満足するであろう。彼が民衆の胸底深く根差している偏見を、論理と説得とによって打破しえない場合には、それを実力に訴えてまで屈服させようとは試みないであろう。そして彼はケケロが正当にもプラトンの聖諭と呼んでいる準則、すなわち、祖国に対して暴力を用いざること親に対するが如くせよ、という準則を宗教的に遵守するであろう。<sup>(17)</sup>」

と公共の精神を讃え、これに反して体系の精神の人を、理想的な統治計画を夢に描いてそれに陶然とし、国民を将棋盤の上の駒のように彼らの利益や偏見を無視して配置をきめようとする、と非難する。この場合、体系の精神として彼が具体的に挙げているのは、「あらゆる政治的思索家の中でも、主権をもった君主たちがとびぎり最も危険<sup>(18)</sup>」として、帝王の改革者の専横であつて、従つて絶対主義権力に対する批判ともとれるが、この章句はフランス革命を知つて書いた第六版に加えられたもので、理性にもとづく改革や被抑圧者の反抗に対する非難をも意味していたといえよう。

以上の「道徳情操論」における国家観の主要点を要約すれば、

- 一、社会を等質な個人に還元。同感概念を確立することによって、それとは別の古い道徳感によって支えられた国家観よりは前進。ブルジョア的な調和感。

二、憎悪や復讐を嫌い、寛大を喜び、上流階級にあこがれる。

アダム・スミスとエドモンド・バーク (三)

一、中流下流の人の美德を認めながら、高貴な人に対する非合理的称讃を是認、反抗権の理性を排す。その称讃を社会秩序維持のために必要不可欠と考えた。

一、ブルジョア的な法思想観。

一、愛国心の強調、反逆者を嫌う。一国の利益の増大が結果として人類全体の利益増大となるという考え。

一、国家を身分階級に分け、全体のための国家という超越的国家観、その相互の力関係を安定させようとする保守性。旧来の特権、偏見の尊重、せいぜいその抑制。根本的改革の否定。

ということになる。すなわち、ここでは個人を中心に社会を構成するという近代的社會観に立ち、市民社會の道德原理の確立をめざしながら、そこにおけるブルジョアの個人は、もはや國家と正面から戦う必要を感じず、体制内存在として調和と安住を楽しみ、極めて保守的な性格が強い。強大な國家權力の専横には反対し、中等下層階級の健全さを認めているとしても、なおかつ上流階級に対する憧憬は断ちがたく、理性にもとづく抵抗などを嫌って、自然法思想的な民主主義、共和主義思想は消滅してしまった。

(1) 鈴木秀勇「道德情操論解説」、高島善哉編「スミス國富論講義」昭和三年、第一卷八六ページ。

(2) A. Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, 1759. *The Works of Adam Smith, LL.D., with an account of his life and writings* by Dugald Stewart, 1811, vol. I, p. 53. 米林訳六四ページ(上卷)。

(3) *Ibid.*, p. 53. 訳六五ページ。

(4) *Ibid.*, p. 58. 訳七十一ページ。

(5) *Ibid.*, pp. 61-2. 訳七五-七六ページ。

(6) *Ibid.*, pp. 83-5. 訳一〇二-一〇四ページ。

(7) *Ibid.*, pp. 85. 訳一〇五ページ。

(8) *Ibid.*, pp. 86-7. 訳一〇六-〇七ページ。

(9) *Ibid.*, pp. 98-9. 訳一二二-一二三ページ。

(10) *Ibid.*, p. 101. 訳一二四ページ。

(11) *Ibid.*, p. 142. 訳一七六ページ。

(12) *Ibid.*, pp. 146-7. 訳一八〇-〇一ページ。

(13) *Ibid.*, pp. 399-400. 訳四九〇-一ページ(下卷)。

(14) *Ibid.*, p. 405. 訳四九五-九六ページ。

(15) *Ibid.*, pp. 405-6. 訳四九六-九七ページ。

(16) *Ibid.*, pp. 406-7. 訳四九七-九八ページ。

(17) *Ibid.*, pp. 409-410. 訳五〇〇-〇一ページ。

(18) *Ibid.*, p. 411. 訳五〇二-〇三ページ。

(19) この書に対する当時の評価は高いが、パークが賞讃したというのみでなく、特に上流社會に受けが良かった。 Cf. W. R. Scott, *Adam Smith as student and professor*, 1937, pp. 238-9.

〔グラスゴウ大学講義〕(一七六二-一七六三年)

これは「法学 Juris Prudence すなわちグラスゴウにおける正義、治政、國家收入および軍備に関する講義」と名づけられたスミスの講義ノートであるが、法学といわれるものは単なる法律論ではなく、「全ての國民の法の基礎たるべき一般諸原理を研究する学」<sup>(1)</sup>であるから、一つの社會哲學體系であり、スミスの國家觀を最も端的に現わすものとして興味深い。先ず正義について(第一部)、冒頭スミスは、「正義の目的は侵害からの防止にある。そしてそれは市民政府の基礎である」<sup>(2)</sup>と述べている。この侵害として、彼は身体、名聲、財産(對物權——所有權、地役權、質權、排他的特權、對人權——契約、準契約、不法行為)を数え、「所有權と市民政府は互いに依存しあうところが非常に大きい。所有權の維持と所有物の不平等とが先ず最初に政府を形成した」<sup>(3)</sup>と述べる。

アダム・スミスとエドマンド・パーク(三)



ついで彼は統治の本源的原理について考察し(第一篇第一節)、市民社会に加わらせる(為政者に服従させる)原理を次の二つとする。

principle of authority——年長、身心の能力の優越、家柄の古き、富の優越。

principle of utility——国家制度によって侵害を免れる。the good of the wholeのために政府の決定に従う。

これについて、彼は次のように説明する。

「誰でも、社会における正義と平和を維持するためには、この原理が必要であることを知っている。国家制度 civil institution によって、もっとも貧しい者も、もっとも富める者およびもっとも有力な者による侵害を免れることができる。そして特殊の場合においてはいくらか不都合はあるかもしれないが——疑いもなく実際に不都合は存するのであるが——、しかしわれわれはより大きな弊害を避けるために、この国家制度に服従するのである。人々を動かして服従にみちびくものは、個人的な功利感であるよりも、むしろ公共的な功利感 sense of public utility である。政府に服従しないでその転覆を願う方が、私の利益であることがしばしばある。しかし私は、他の人々が私とは異なった意見を持ち、この企てにおいて私を援助しないであろうということを知っている。それ故に、私は全体の利益 the good of the whole のために、政府の決定に服従するのである。……すべての統治には、ある程度この二つの原理が共に行なわれるのであるが、しかし君主政治においては権威の原理が主として行なわれ、民主政治においては、功利の原理が主として行なわれる。混合政体のブリテンでは、かつてウィッグ党、トーリー党の名の下に形成された党派は、これらの原理によって導かれたのである。すなわち前者は、その功利とそこから得られる諸利益とのために政府に服従するのであるが、後者の主張するところによると、政府は神聖な制度であり、それに逆らうことは子供が両親に反抗するのと全く同様に罪悪であるという。人は一般にその生まれつきの性向によってこれらの原理に従うものである。その気質が大胆にして勇敢かつ活発なものにおいては、功利の原理が優勢であ

り、その気質が温和安逸な者は普通、優越者に対する従順な服従に満足するものである<sup>(4)</sup>。」

すなわち権威の原理において、スミスは、貧者は富者から別に利益を期待しなくても富者を尊敬する、という「道徳情操論」の同感 sympathy の性質を示し、これが「道徳情操論」の延長上にあることを明らかにしている。功利の原理もその反対物ではなく、いわば権威の原理の発展形態であって、やはり保守的な性格が強い。また国家制度が富者にも貧者にも利益となるといふ超越的国家観となり、全体の利益を強調してロック・ヒュームの線上にある<sup>(5)</sup>。

次に彼は、社会契約説を次の根拠によって否定する。

1 original contract の学説は大ブリテンに特有なものだが、この思想の全くなかったところでも統治が行なわれている。2 契約によって統治権を委託したとしても、その子孫はそれとは無関係である<sup>(6)</sup>。

そこで彼は、統治の性質、種々の形態、発生の事情などについて、次のように考える。(第二節)

君主政治——権力が一人の人間に

貴族政治——権力は富、家柄などの特定の階層に

民主政治——国務の処理が国民全体に属す

共和政治

次にその発生について、

狩猟民族——政府なし。勢力をもっているものも、全体の同意が得られなければ何もなしえない。

牧畜時代——財産の不平等↓政府発生。「畜群の私有は不平等をもたらしたのであるが、それが最初に正規の政府を発生せしめたのであった。財産が存在するまでは、政府というものはありえない。まさに政府の目的は、富を確保し、富者を貧者から保護することにあるからである。かくのごとき牧畜時代において、もし五百頭の牡牛をもつものがあるの



に、他方に一頭の牡牛ももっていないものがあるとしたならば、なんらかの政府があつて前者の牡牛を確保しなければ、その所持は許されないであろう。<sup>(7)</sup>

さらに首長をいただく小氏族の政府、貴族政治の発生過程、征服的あるいは防禦的な小共和国の没落、専制政治の解体後ヨーロッパに起こった種々の政治形態、ヨーロッパ小共和国の起源などを考察し、そこにおいてはJ・ミラーのいうごとく、「モンテスキューによって暗示されたと思われるプランに従つて、公法ならびに私法にわたり、もつとも粗野な時代からもつとも洗練された時代に至るまでの、法学の漸進的進歩を跡づけようと努力し、そして生計と財産の蓄積に貢献する技術の効果が、法および統治の上に、それに応じた改善または変更を生み出すことを、指摘しようと努力<sup>(8)</sup>」していることがみられる。このようにここでは、モンテスキューやヒュームの歴史的方法の影響が強いというのみでなく、唯物史観的色彩が強い。

スマスは反抗について次のようにいう。契約説にもつげば原契約破棄の際の反抗は適法であり、またいかなる権威も無制限ではないから、忠誠の原理が何であろうとも反抗の権利は適法である。しかし「全く完全な政府というものはないが、それに対する謀反を企てるよりも、いくらかの不便を甘受する方がよい」<sup>(9)</sup>。

第三部においては国家収入を論じ、ここでは社会の発展(生産力の発展)に応じて政府の費用が増大することを述べる。

「文明国の政府は、野蛮国におけるよりもはるかに費用がかかるものといえよう。そして一つの政府が他のそれよりも費用がかかるとわれわれがいう場合、それは一方の国が他方よりも進歩しているといったのと同じである。政府に費用がかかり、民衆が抑圧されていないというのは、民衆が富んでいるということである。文明国においては、野蛮国では用もない多くの出費が必要である。軍隊、艦隊、要塞および公共の建物や裁判官、収入官吏が維持されなければならない。もし彼らを軽視すれば、その結果として混乱が起こるであろう。地代は、これらすべての目的に役立つためには、この世で最も不適当なものである」<sup>(10)</sup>。

すなわち、スマスは単純な「安い政府」を支持していたのではなく、不生産的ではあるが有用、必要な国家、という考え方もあつた。ここにも、単なる思弁ではなく現実を尊重しようとしたスマスの態度が現われていよう。もちろんスマスは、政府の浪費をいましめ、重商主義的政策を転じて人びとが好戦的ではなくなることを望んだのではあるが。

以上のことから、「講義」におけるスマスの国家観の特徴を次のように数えることができる。

- 一、政府を社会における一つの機能としてとらえ、その目的を侵害からの防止とし、特に財産の侵害に重点を置いている。このことは、ロックとほぼ同じだが、国家の成立については、財産の不等のため、貧者から富者を守るといふように、ロックよりもさらに階級国家観の性格が強い。
- 一、国家の成立、変遷を財産形態の変化と強く結びつけて考察している。豊富な歴史的観察。
- 一、社会契約説の否定。統治を契約ではなく権威および功利の原理から説明。従つて自然法的国家観ではない。<sup>(11)</sup>
- 一、保守的性格。権威の原理はもちろん、功利の原理によつてもヒューム的な保守性が強い。名誉革命体制の中に安住<sup>(12)</sup>、反抗を嫌う。

一、貧者も国家によつて恩恵を受けるといふ超越的国家観。国家を富者のためのものといひながら、国家による収奪を見ない。単なるチープ・ガバメント論ではない。

すなわちここでは自然法的国家観を排し、国家の発生を単なる抽象的な思弁ではなく、私有財産を中心にその形態に対応して、歴史的に考察するといふ優れた方法を展開している。これは、国家の現実を重視し、階級国家観の性格を強め、社会科学としての前進を意味した。だが同時に、政治的にはブルジョア革命以後の現体制に安住したブルジョアジーの根強い保守性が貫かれ、国家制度においては最も貧しい者も侵害を免れるといふような国家観が存在し、契約説の否定は、自然法の合理主義精神を排し、反抗権を否定することに役立っている。現実のイギリスは功利の原理と権威の原理の混合政体である

のそれを讚美し、しかもその功利の原理は、不都合があつても全体の利益のために服従するという極めてたいへい的なものであった。全体として民主主義に共感を寄せているようではあるが、民衆が支配するという積極性は全くなく、結局はブルジョアの所有者のための、中途半端な、妥協的な政治形態を擁護した。

- (1) *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, delivered in the University of Glasgow by Adam Smith, reported by a student in 1763 and edited with an introduction and notes by Edwin Cannan, 1896, p. 1.* 高島・水田訳八七ページ。
- (2) *Ibid.*, p. 3. 訳九〇ページ。
- (3) *Ibid.*, p. 8. 訳九七ページ。
- (4) *Ibid.*, pp. 9-11. 訳九八—一〇二ページ。
- (5) この点について内田義彦氏は「スミスはトリーアの權威の原理(正義を無視する旧地主の特権)とウィッグの効用の原理(政治家的偏見)の両面批判を「諸国民の富」のライフ・モティーフとしたとし、「道徳情操論」においても「全体に対する効用が正義の根源であるとしたヒュームの法理論(D. Hume, *Principles of Morals*, esp. chap. 3)に対する対決」(「経済学の生誕」一一一ページ)を強調して、ヒュームとの関係を重くみる私の見解とはやや異なる。
- (6) A. Smith, *op. cit.*, p. 12. 訳一〇二—一〇三ページ。契約説に対するこの批判は、ヒュームに負うところが多い。
- (7) *Ibid.*, p. 15. 訳一〇七ページ。
- (8) Cf. Rae, *Life of Adam Smith*, pp. 53.
- (9) A. Smith, *op. cit.*, p. 69. 訳一八八ページ。
- (10) *Ibid.*, p. 239. 訳四三二—四三三ページ。
- (11) ただし自然法思想を完全に否定したとも思われない。たとえば、「人間がその身体と名声を侵害から守ることについて有するこれらの諸権利は、自然権と呼ばれる。」(*Ibid.*, p. 6. 訳九三—九四ページ)「自然権 natural rights の起源はきわめて明白である。しかるべき原因がないかぎり、人は彼の身体を傷害から守り、彼の自由を侵害から守る権利をもつということは、何人も疑われない。」(*Ibid.*, p. 8. 訳九七ページ)自然法学 Natural Jurisprudence という標題自体が、実定法以前の法、社会の自然形態を暗示する。また事物の自然的運行、自然的均衡についても語られている。「講義」訳解説一六七ページ参照。

(12) 「かくして、国民は国家収入の管理上全く安全な地位にあり、このようにして自由の合理的体系がブリテンにもたらされた。議会は約二百人の貴族と五百人の庶民から成っている。下院以外においては、金銭に関する議案は提出されえないから、ほとんど下院議員が全ての国務を処理することになる。ここに、適当に制限された種々の政治形態の幸福な混和があり、自由と財産に対する完全な保障があるのである。」*Ibid.*, p. 45. 訳一五一—一五二ページ。

### 〔諸国民の富〕(一七七六年)

「諸国民の富の性質と諸原因の一研究」と呼ばれるこの書の意義について、今さら喋々の要はない。彼はここで、近代的な国家や国民が繁栄するためには、どのような政治や政策の原理を守らねばならないかを示そうとした。従って、この書は単に抽象的な経済学の理論書というばかりではなく、一国の政治論、政策論として読まれるべきである。

その一、二篇は理論篇であるので、直接国家論を示すような箇所はほとんどない。強いて挙げるとするならば、序論の冒頭「それぞれの国民の年々の労働は、その国民が年々消費する生活の必需品と便宜品のすべてを、究極的に供給するみなもとであつて、これらの必需品と便宜品との内容をなすのは、つねに、いまいった労働の直接の生産物か、あるいは、その生産物で他の諸国民から購入されるものかである。」<sup>(1)</sup>という有名な章句が示すように、スミスは富を国単位で考察していること、また「公収入の、全体あるいはほとんど全体が、たいいていの国で生産的な人手の維持に使用される。そういう人々が、人数が多く壮麗な宮廷、大きな教会関係の機関、大艦隊や大陸軍を構成するのであつて、大艦隊や大陸軍は、平時には何も生産しないし、戦時には戦争が続いている間だけの自分たちの維持費をつぐないうるものさえ、何も獲得しないのである。」<sup>(2)</sup>というように、国家の不生産的浪費に対して厳しい批判を行なっていることである。

彼は、「国土の風貌を呈している」といわれる第四篇「政治経済学の諸体系について」において、「政治家あるいは立法者の科学の一部門としてみた、政治経済学 (political economy)」の目標を、

1、人民に豊富な収入または生活資料を提供すること、もっと適切には、彼らが自分たちでそういう収入または生活資料を調達できるようにすること。

2、国家 (State) または共同社会 (Commonwealth) に、公共の業務に十分な収入を供給することと規定した。そして「それは、人民 (People) と主権者 (Sovereign) とを共に富裕にすることを旨とする<sup>(3)</sup>」といっている。すなわちここでは、人民と国家が共に富裕になるという超越的、調和的国家観が現われている。

またこの篇の第二章「国内で生産しうる財貨の、諸外国からの輸入に対する諸抑制について」は、高関税や輸入禁止を攻撃し、有名な「見えざる手」の句が現われ、「彼自身の利益の探究は自然に、というよりもむしろ必然的に、彼を導いて、その社会にとってもっとも有利な業務を選ばせる<sup>(4)</sup>」と、利己心にもとづく自由放任思想の最も高揚せられたる章であるが、ここで輸入抑制攻撃の例外として、「ある特定の種類の産業が、その国の防衛にとって必要な場合」であるイギリスの航海条例を挙げ、これは自由貿易の場合よりも外国の財貨を高く買い自国の財貨を安く売るようになりがちだけれども、「防衛は富裕よりずっと重要なものであるから、航海条例は、おそらく、イングランドのすべての商業上の規制の中で、もっとも賢明である<sup>(5)</sup>」と述べた。この語句は、スミスが単なる自由貿易論者ではなかったことを示し、イギリスの利益を他に優先させるナショナルリストの面があったことを告げるものである。輸出奨励金について激しい攻撃を加えたにもかかわらず、彼は国防上必要な特定産業についてはこれを弁護したのであった<sup>(7)</sup>。

さらに第七章「植民地について」において、スミスはアメリカ植民地に関する貿易政策について批判を展開したのち、植民地の政治機構について説明し、北アメリカにおける、イギリスの植民地繁栄の原因として、良好な土地の豊富、自分ごとを自分で勝手にする自由、を挙げ、次のように言う。「この自由は、どの点から見ても、本国の同胞市民の自由とかわりなく、人民代表の議会 (Assembly) によって本国と同じく安全に保障されている。」「植民地議会は、英国の下院と同じよう

に、必ずしも人民の完全な平等代表ではないにしても、それでも英国下院よりも平等代表の性質に近づいている。」「平等という点では、英領植民地住民の方が本国住民よりも上である。彼らの風俗習慣は英本国住民のそれよりも一層共和主義であり、また彼らの政治は、殊にニュー・イングランドの州の中三州は、今まで一層共和的であった<sup>(8)</sup>」。

これにたいして、スペイン、ポルトガルおよびフランスの専制政治はその植民地でも行なわれ、「本国から遠いために、下級官吏の独裁権は普通以上の暴力をもって行われる。」「凡そ専制政治の下にあっては、首府には、その国のどこよりも多くの自由がある。けだし君主自身には、正義の秩序を乱したり人民大衆を抑圧したりしても何の得もなく、またその意向もないからである。首府では、君主の存在はすべての下級官吏を多かれ少なかれ威服させるが、首府に比べると人民の不平や苦情の君主に達することが少いらしい僻遠の地方では、彼ら俗吏は大いに安心して虐政を振うことができる<sup>(9)</sup>」のである。

またいわく、「奴隸法は、乱暴な主人に対して奴隸にわずかでも保護を与えようというだけの点では、政治が全然自由な植民地におけるよりも、大いに専制的な植民地の方が、よく行われるらしい<sup>(10)</sup>」というのは、専制政治においては為政者は奴隸所有者の投票にかかわりなく、「私有財産の管理にさえ入り干渉し<sup>(11)</sup>」奴隸に幾分の保護を与えることはるかに容易であり、また普通の人情としても自らそうする気になる。」「ローマの共和政治の下では、一人として長官は奴隸を保護するに足る権限をもち得なかつた。いわんやその主人を罰する権限においておや<sup>(12)</sup>」。

すなわちここでは、一方においてアメリカ植民地の自由平等な議会制度、共和主義的傾向を讚美しながら、他方において専制政治下の自由、奴隸保護を強調する。これは、スミスが決して徹底した民主主義者ではないこと、君主や専制支配者に対する信頼が強いこと、を示している。スミスは新しい社会においては合理的な共和制を容認しつつも、イギリスにおいては、君主と民衆の力の均衡する名誉革命体制の中に安住し、経済的には重商主義を攻撃しながら、政治的には専制君主を人民の味方、解放者とすら考えていた<sup>(12)</sup>。



重農主義を扱った第九章においては、有名な *system of natural liberty* が展開され、ここでは一切の特恵的、制限的制度が撤廃されて、各人の行動は完全に自由に放任される。かくして元首 (*the sovereign*) は、私人の労働の監督、指導の義務から完全に免れて、1 社会の保護、2 司法行政、3 公共土木事業と公共施設維持の義務が規定される。ここにおいては自然法の思想が強く、また元首の義務は極限されてブルジョア的な夜警国家観の典型をなしている。<sup>(13)</sup>

第五篇においては、「主権者または国家の収入」を考察する。これは「グラースゴウ大学講義」に見られるが、さらにくわしく、国家の防衛力の発展を生産力の発展と結びつけて論じ、常備軍について次のように言う。

「共和主義的傾向の人々は、常備軍は自由にとって危険だとして疑いをもって警戒してきた。……しかし元首自身が大将であり、国の主な貴族と上流階級が軍の主な將校になっており、兵権が、主権の最大の分前に与っているので、主権の維持に最大の利害ある人々の指揮下に置かれているところでは、常備軍は自由にとって決して危険なものではない。むしろ反対に、常備軍は場合によっては自由にとって好都合のことがある。元首が常備軍に守られて安全であるならば、近代の若干の共和国で見られるような、各市民のごく微細な行動まで監視し、各市民の平和を攪乱せんといつも待ちかまえていると思われるわずらわしい疑心暗鬼が要らなくなる。……国の自然の貴族に守られているのみならず、また軍律正しき常備軍に護られているという自信のある元首には、どんなに乱暴な、根拠のない、勝手気ままな抗議がでてきても、ほとんど心配はない。<sup>(14)</sup>」

すなわちここでは、国王が大将で貴族が將校であるような常備軍をもって理想とするスミスの前近代的性格が現われている。この場合それは「自由にとって好都合」なので、封建的軍隊ではないとしても、なおかつ国王の権力が強大な、いわゆる啓蒙専制的支配（この場合は国防よりは革命や反抗抑圧）を意味するといえよう。典型的な夜警国家観の実質は、実はこのような古いものであった。

次に主権者の第二の義務に関連して、司法費を論じ、これも有名な次の章句が現われる。

「どこでも大きな財産があるところには大きな不平等がある。大金持一人に対して少くも五百人の貧乏人がいるに相違なく、少数の富裕は多数の貧窮を思わせる。富者の裕福な暮らしは貧者の憤慨を挑発し、貧者はしばしば窮迫にかられ嫉妬に煽られて富者の占有物を侵害するようになる。だから官憲の保護がなければ、多年の、おそらく数世代の労働で獲得した貴重な財産の所有者は、一夜たりとも安眠できない。富者は始終見知らぬ敵に囲まれている。彼は敵を怒らせなくても、到底なだめるをえないのであって、この敵の加える不正から、それを懲罰するために絶えず振り上げておかれる官憲の力強い腕がなければ、保護してもらうことができない。それゆえ、貴重な大財産を獲得するには、政治を確立する必要がある。財産がないか、あっても二、三日の労働の価値以上の物のないところでは、政治はそれほど必要ではない。<sup>(15)</sup>」

ここにおいては、「グラースゴウ大学講義」に表れた階級国家観が、あたかも社会主義者のごとき筆致で明確に描かれている。だがスミスの意向は、ここで階級闘争を認識することではなく、むしろ服従を説き、服従の原因の考察に移ってしまう。

以上のことから、「諸国民の富」におけるスミスの国家観の特徴を、次のように数えることができる。

- 一、「諸国民の富」は、非合理的な封建制度、初期独占およびウィッグの全体主義・重商主義政策（原善国家）に対して、市民社会（資本主義制度）の合理性、自律性、自立性を主張し、旧来の国家を市民社会の致富のために経済的カテゴリーに還元（ブルジョアの法秩序、市民国家の形成）したものであるが、同時にまた、君主政を容認し、経済的には不生産的な君主の浪費に批判を加えながらも、たとえば国王と貴族の支配する常備軍を支持し、あるいは専制君主の徳に期待するなど、前近代的要素が存在する。「国家のくり抜き」は徹底していない。民主主義、共和政に対する共感などは、一貫せず、しばしば逆にそれを非難している。



一、明確な階級国家観を有するにもかかわらず、他方において君主と臣民が共に国家によって富裕となるという、超越的、調和的国家観を主張、国家による収奪の事実をみていない。

一、明確な自由放任思想、夜警国家観を有するにもかかわらず、それが単純なインターナショナルリズムではなく、国防を重視し、ナショナルリストの面を示す。

すなわち全体として言えることは、スミスの国家観には近代と前近代、合理性と非合理性が同居するということである。<sup>(16)</sup>

スミスの経済学においては、投下労働価値説と支配労働価値説、価値構成説と価値分解説など、矛盾する概念が混同され混在していることは周知の事実であるが、その例はこのように彼の国家観においても見られた。

スミスの国家観自体についていえば、それは基本的には国家をもつて私有財産保持を目的とするものとなし、財産の不平等から発生したとすロックを引きついでいる。だが同時に、ロック自身がそうであったように、階級的国家観に徹することなく、全体主義、保守主義、反民主主義に傾き、そしてスミスがヒュームの影響を圧倒的に受けたことによって、全体のための効用、conventionに支えられ、現状維持的、超越的、調和的性格を強めてしまった(ロックのヒューム化)。このことは、一面においてロックの形而上学を排し、歴史的方法を駆使し、すぐれた事実認識、現実に存在する人間感情の把握を示すものであるが、同時にすでにブルジョア革命を極めて妥協的なたちで達成し、その中にブルジョアの秩序の定着を認め、経済的には激しく重商主義政策を攻撃しながらも、政治的には全くその中に安住した<sup>(17)</sup>、もはや、強力な改革を必要としないこの時期の急進主義思想<sup>(18)</sup>の一典型を見るのである。

(1) A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited, with an introduction, notes, marginal summary and an enlarged index by Edwin Cannan, 1937, p. lvii. 水田訳(「世界の大思想」一九六五年)へ上へ九ページ。

(2) *Ibid.*, p. 325. 訳二九一ページ。

(3) *Ibid.*, p. 397. 訳三五三ページ。

(4) *Ibid.*, p. 421. 訳三七四ページ。

(5) *Ibid.*, p. 431. 訳三八四ページ。

(6) スミスは「各国の経済政策の大目的はその国の富および力の増進にある」といっていること、「国防は富裕より遙かに重要」という章句、および「道徳情操論」における祖国愛の称讃などを根拠に、スミスの国家観を国家主義的、全体主義的、帝国主義的なりとする説がある。たとえば、Nicolson, *A Project of Empire: a critical study of the economics of imperialism, with special reference to the ideas of Adam Smith*, 1909. 関口建一郎訳「あたむすみすノ帝国主義観」、堀光亀「国防は富裕よりも遙かに重要なり」、東京商大「商学研究」第三巻第一号。これに対して大道氏は、スミスは市民社会の理論家と見ることによって、これをスミスの自由主義的国家観と結びつけようとする。すなわち、スミスは市民社会のための自由放任を説き、またイギリス市民社会の現実的利害の打算から航海条例を絶賛した。大道安次郎「アダム・スミスの国家観の性格」『法学』第八巻第一号(東北帝大)、昭和四年。

(7) A. Smith, *op. cit.*, p. 489. 竹内訳(慶友社版)Ⅲ、一一二ページ。

(8) *Ibid.*, pp. 551—2. 訳二〇六—七ページ。

(9) *Ibid.*, p. 552. 訳二〇八ページ。

(10) *Ibid.*, p. 553. 訳二〇九ページ。

(11) *Ibid.*, pp. 553—4. 訳二〇九—二一〇ページ。

(12) 高島善哉「スミス『国富論』——政策編——」昭和三六年、八一ページ。注(16)と比較されたい。

(13) A. Smith, *op. cit.*, p. 651. 訳三三四ページ。

(14) *Ibid.*, pp. 667—8. 訳四二〇—二一ページ。

(15) *Ibid.*, p. 670. 訳四二二ページ。

(16) スミスにおける個人主義と国家主義については、「経験と慣習に習熟した」多面的な観察眼を示すにすぎない。「『国富論』の前半に盛られた経済的革新家的情熱は、その後半に滲み出している国士的政治家的高邁さと些かも矛盾しない」(高島善哉「近代社会科学観の成立」昭和三三年、七六ページ)と説かれるが、スミスの保守的便宜主義はあまり高邁なものではなく、合理主義との混在をそのまま認めるべきであろう。たとえば専制君主の擁護などを、個人主義・合理主義・自由主義に因数分解し尽くすことは不可能である。また他方において高島氏は、トリーイ党(権威の原理)ウィッグ党(功利の原理)の混合形態が行なわれているが、「スミス自身の立

場はそのいづれでもなく、中間妥協的」で、「この点から考えても、スマイスがペンサムのようにラディカルな線まで進むことができなかった理由を理解することができる」(二二〇—二二一ページ)という。ペンサムがラディカルかということはまた問題だが、それは別としても、スマイスの立場はウィッグとトーリーの中間妥協であり、しかも、その両面批判でもある。

(17) フランス革命が始まると、スマイスの激しい重商主義批判は、しばしば保守勢力によって危険思想と考えられた。フォックスらのウィッグ左派や、小市民的急進主義の一部もスマイスによって影響され、弟子のJ・ミラーなどは「人民の友協会」に入って議会改革を主張したことは事実である。だが同時に、パークヤトーリー党のピットがスマイスの「生徒」であったことは、スマイスが保守勢力によって十分利用しえたことを示す。「道徳情操論」の第六版(二七九〇年)における *man of system* 攻撃は、フランス革命の指導者に対する批判でもあった。

(18) 「政治と経済において資本主義体制を強化しようとする急進主義の第一の型として、独立派、ロック、ヒュームを見てみると、そこには根深い保守性が横たわっていることが明らかとなる。従って、彼らは、たとえ民主主義を旗印とし、近代的な社会観を形成し、新しい社会秩序を認識したとしても、直ちにそれをもって民主主義を徹底し、社会の根本的批判を企てることはなかった。」拙著「ウィリアム・ゴドウィン研究」一九六四年、九四ページ。その後、スマイス、ペンサムがこの急進主義を継承する。「このようにして、二人は共に反権力的な学説を体系化したのであるが、同時にまた、このようなブルジョア急進主義の主流は、決してその反権力主義を徹底はしなかったこと、しばしば古い権力と妥協し、また自らの権力強化に転じなければならなかったことを、注意すべきであろう。」同書二四九ページ。

書 評

小島 清著

『日本貿易と関税引下げ』

—ケネディ・ラウンドの効果—

深 海 博 明

国際経済学においては、伝統的に、とくに国際経済の現実と密接な関連をもち、その展開に要請されて発展してきた面を強くもって

おり、現実展開の理論的説明とともに、それに基礎をおいて、政策的方向づけのない政策提言をも行なってきたのである。このことは、古典学派における比較生産費原理の確立と、その政策的方向づけとしての自由貿易主義の主張以来明らかにみとめられるであろう。勿論、比較生産費原理と自由貿易主義とはあく迄も別個のものであり、前者は一つの論理命題であって、それが現実の自由貿易の主張と結びつくためには、現実における理論が前提とする種々なる条件の成立を必要とするのである。しかし古典学派理論は、元来その政治的・政策的主張としての自由貿易の有利性を基礎づけんとして

て生み出され、理論的な究明であるとともに、実践的要求にもかなしい、政治経済学 (Political Economy) として成立していた。

一九五〇年代後半以降、世界経済・国際経済は、新しい展開をみせはじめ、それに応じて国際経済学においても、新しい理論展開、政策的方向づけが探求されている。それらは、一つには、世界経済におけるEECをめぐる地域的経済統合の進展であり、従来の世界大の自由化とことなる地域的自由化・域外差別化の本質究明、その効果の分析に力がそがれてきたのである。二つには、いわゆる従来の東西問題にかわっての南北問題の登場であり、南北の発展格差発生要因、低開発国の経済発展の阻害要因の探究、それにもとづく発展格差是正、調和的世界経済発展の方途の摸索が行なわれてきているのである。三つには、ドル不足からドル危機への転化につれて顕著となった現在の国際通貨体制の再検討、国際流動性問題の登場である。

このような展開のなかで、つねに国際経済学界をリードされている本書の著者小島清教授は、これらの問題に対する意欲的なすぐれた研究を発表されている。第一の経済統合に関する研究は「EECの経済学」(昭和三十七年、日本評論新社)、第二の南北問題に関する研究は、『低開発国の貿易』(昭和三十九年、国元書房)にまとめられている。すでにこれらに関しては本誌で紹介、論評したので、ここではふれない<sup>(注1)</sup>。ただ小島清教授の研究は、斬新な理論を基礎にもつとともに、日本の立場・あり方につねに中心をおき、かつすぐれて現実ないし政策志向的であるという点は強調されねばならないである